

令和 6 年度予算編成方針

1 国の動向

国は、「経済財政運営と改革の基本方針 2023（以下、「骨太の方針 2023」という。）」（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）において、「新しい資本主義」の旗印の下、経済の付加価値を高め、企業が上げた収益を構造的賃上げによって労働者に分配し、消費も企業投資も伸び、更なる経済成長が生まれる「成長と分配の好循環」を成し遂げるとしています。このため、グリーントランスフォーメーション（GX）・デジタルトランスフォーメーション（DX）等の加速、官民連携による投資の拡大と経済社会改革の実行、少子化対策・こども政策の抜本強化、防災・減災、国土強靱化など国民生活の安全・安心に向けた取組を推進するとしています。

また、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和 5 年 11 月 7 日閣議決定。）では、日本経済の再生に向け、「足元の急激な物価高から国民生活を守るための対策」、「地方・中堅中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長の実現」、「成長力の強化・高度化に資する国内投資促進」、「人口減少を乗り越え変化を力にする社会改革の起動・推進」、「国土強靱化、防災・減災など国民の安全・安心の確保」を経済対策の 5 本の柱とし実行することとしています。

2 地方への対応及び本町の財政状況

骨太の方針 2023 においては、令和 6 年度予算においても、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進することとされており、地方の一般財源総額について、前年度と同水準を確保する方針が継続されています。

本町においては、歳入の根幹となる町税収入において、円安の進行、物価高騰などによる景気回復の鈍化、従前からの課題である人口減少など、依然として下振れリスクを抱えており、見通しの困難な状況が続いています。

そのような状況下ではありますが、中期計画期間の中間年度を迎える「第 11 次岩美町総合計画」に掲げる将来像「みんなが笑顔で住み続け

たくなるまち」の実現に向け、少子化対策、社会保障、防災・減災対策、公共施設の合理化・長寿命化などの諸課題に対応しなければなりません。

令和6年度当初予算編成に当たっては、社会変革の動きを的確に捉えるとともに、町民生活や町内経済、町財政の状況等をしっかり認識し、前例にとらわれない新たな発想・手法により、種々の課題への対応や将来を見据えた施策立案に取り組む必要があります。

以上のことを踏まえ、令和6年度の予算編成に当たっては、以下の事項に留意して行うこととします。

3 予算編成の基本方針

(1) 新型コロナウイルス感染症及び物価高騰への対応

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、社会経済活動は正常化しつつあるが、長引く物価高騰に伴う町民生活・事業活動に対する必要な支援を継続して検討するとともに、国・県の動向を見極めながら、社会経済活動の再開や地域経済の回復、さらには、ポストコロナを見据えた施策立案に努めること。

(2) 第11次岩美町総合計画の実現等

第11次岩美町総合計画については、基本目標の実現に向け、中長期的な展望を持ちながら施策を検討すること。併せて、協働のまちづくりの推進を目的に取り組んでいる「協働のまちづくり予算」事業提案制度において応募のあった意見・提案については、その実現に向けて積極的に検討を行うこと。

「第2期岩美町地域創生総合戦略」に基づいて実施する事業については、K P I（重要業績評価指標）の状況を確認・分析しながら、その達成に向けて必要な見直しを行うこと。

(3) 徹底した事業見直しと行政改革の取組

最少の経費で最大の効果を導く効果的な事業の立案を行うとともに、事業のスクラップや再構築を行うため、全ての事業において目的、必要性などの点検・検証を徹底し、思い切った事業の取捨選択を行うこと。特に、町単独の継続事業について、目的や成果の説明が困難な事業については、廃止を検討すること。

また、前例や固定観念にとらわれることなく、積極的な民間委託、実施方法の見直し、デジタル技術の活用などによる業務の合理化・効率化を検討し、職員一人ひとりが経営感覚、コスト意識を持ちながら、住民

サービスの向上、働き方改革等に資する取組を実行すること。

（４）国・県の動向の的確な把握

国の施策見直しの影響や、政局の動向を的確に把握し対応すること。

また、所管する事務事業に対する県の動向も十分留意し、関係機関との連絡を密にし、積極的な情報収集に努めること。

なお、令和６年度の補助（負担）率が示されていないものについては、現行制度に基づき予算要求し、補助（負担）率等が変更となった場合は、速やかに報告すること。

（５）事業の立案における考え方

町民ニーズや将来性・緊急性など総合的な判断による施策の優先順位及び費用対効果等を厳しく見極めること。後年度の事業展開を明らかにし、関連する事業との一体的な検証を行い、積極的な見直しを行うこと。

既存事業においては、PDCAサイクルを念頭に置き、監査委員及び決算審査特別委員会からの指摘等を踏まえた上で、必要性・緊急性・費用対効果等をあらゆる角度から再検証し、事業の統廃合や縮小、再構築を検討すること。

横断的な施策の立案も含め課内及び関係課間で調整を行い、重複することなく事業効果や効率性を最大限に高めること。

事業の必要性やその効果について、町民に十分な説明ができる資料、データ等に基づき、合理的な予算要求を行うこと。

また、国・県の財源措置はもとより、各種公益法人等からの助成金や「企業版ふるさと納税」などの活用ができないか検討を行い、財源の捻出に努めること。

なお、既存事業の一般財源総額は、高齢化などによる社会保障関係経費の自然増や物価高騰による影響、各種計画等に基づく事業費の増嵩などを除き、原則、令和５年度当初予算額を限度とする。

（６）その他

① 町内経済の活性化を図るため、可能な限り町内業者への発注を優先することとし、予算要求額の積算基礎とする参考見積については、執行時において支障が生じないように業者選定等を行った上で、複数者から徴取し、適切な積算となるよう留意すること。また、必要に応じて公共事業円滑化業務（総務課所管）を活用すること。

- ② 会計年度任用職員の配置に当たっては、原則、真に必要な特殊業務・欠員補充に限ることとし、事業の見直し、業務の効率化等に加え、事務の執行体制を改めて見直した上で、配置を検討すること。
- ③ 国・県からの業務移管については、その役割分担を踏まえた上で、町の自主性を発揮し、効率的かつ町民の視点に立った実施方法を検討すること。
- ④ 事業実施に当たっては、町民と行政の役割分担と負担区分を明確にし、事務の効率化、負担の適正化を図りながら、行政への住民参画意識を高めること。
- ⑤ 町有施設等においては、公共施設等総合管理計画の方針に沿うことを基本とし、施設の将来的な在り方を見据えた維持管理経費等を積算すること。また、遊休資産については、機能転換等による有効活用のほか、民間や地元への譲渡、売却等を積極的に検討し、資産の縮減及び財源確保に努めること。
- ⑥ 公営企業会計については、公営企業の広域化・連携など経営の抜本改革の動きや影響等に注視し、引き続き、徹底した経費の削減、業務の合理化・効率化、滞納金の徴収強化及びその圧縮など財源の確保に努め、独立採算の原則を念頭に置き、更なる経営の健全化、経営基盤の強化に努めること。
- ⑦ 令和6年度は町制施行70周年であり、町内外へ本町の良さ、魅力を広く発信する取り組みを行うこととし、課内及び関係課間で調整を行い、重複することなく施策の立案をすること。

4 個別事項

(1) 歳入に関する事項

① 町税

社会経済情勢の推移、税制改正等の動向を把握し年間を見通して適切に見積ること。

また、税の負担公平の原則に基づき課税客体の的確な把握を行うとともに、滞納整理対策を強化し徴収率の一層の向上に努め、歳入の確保を図ること。

② 国・県支出金

今後の、国・県の施策の動向に十分留意し、関係機関との連絡を密にしながら的確に把握するとともに、その必要性、事業効果、財源措置の内容等を十分に検討し、取捨選択をすること。

また、国・県補助事業の廃止、縮小等が行われる場合は、事業の廃止又は縮小を検討し、安易に一般財源へ振り替えないこと。

③ 分担金及び負担金

住民負担の公平性確保の観点と受益者負担の原則に立脚し、事業の性質、実施規模、受益関係等について十分検討の上、負担の適正化を図ること。

④ 使用料及び手数料

経費と負担のバランスのとれた適正な料金体系を確立するとともに、収入源を的確に把握し、適正な額を見積ること。併せて、受益が特定され、個別的なサービスでありながら無料となっている公共サービス等があれば、その有料化を検討すること。

⑤ 町債

町債は、将来の財政硬直化の要因となることから適債事業を見極め、将来の公債費負担等を勘案して適正な額を計上すること。

また、将来の財政負担の増大を避けるため、引き続き、新規発行額を元金償還額（約 7.7 億円）の範囲内に抑えるよう努めること。
※起債充当に当たっては、事前に財政係に照会すること。

(2) 歳出に関する事項

① 人件費

令和 6 年 4 月 1 日現在の現員、現給を基礎として、定員管理計画による年間所要額を計上すること。

可能な限り事業費支弁を行い、振替に当たっては総務課と事前協議を行うこと。

② 報酬等

会計年度任用職員に対する給与費については、報酬及び職員手当等の節により予算計上すること。また、経費の計上に当たっては、総務課と事前協議の上、募集・採用、処遇等の取扱いを十分に確認すること。

※報酬等の額は、別途通知する。

③ 旅費

定期的な大会等への参加については、必要性、効果を十分に考慮した上で積極的に見直し、日程、人員についても必要最小限とすること。

なお、令和5年10月1日より町内路線バスの運賃均一性の導入に伴う委員等及び議員の旅費支給金額の変更に留意すること。

職員の出張は、公共交通の利用促進の観点から、県内や近隣市町であっても、鉄道・路線バスを積極的に利用すること。この場合に必要となる交通費を適切に予算計上すること。

※所得税課税対象となる旅費については、報償費等に含めて要求すること。

④ 需用費～役務費、使用料及び賃借料

一般経費（消耗印刷費、光熱水費、燃料費、郵券代等）については、単に前年実績を踏襲することなく、経費節減に努めること。

燃料費の額は、別途通知する。

郵券代及び電話通話料は、総務課で一括して見積ること。（各保育所関係費、教育費（事務局以外）、すこやかセンター、文化センターは除く。）

食糧費は、原則、会議、イベント等の昼食賄い（600円／人・税込）のみとし、真に必要なものに限り要求すること。

施設又は備品の修繕を行う場合は、現地・現物を十分調査把握し、緊急性、工法等を検討（備品については、更新・廃棄も含む。）の上、中長期的な視点から施設等の効用を発揮するために、必要最小限かつ最も経済的な方法で要求すること。

庁内機器の賃借料（コピー機（チャージ料含む。））、印刷機、電話等は、総務課で一括して見積ること。（戸籍関係、各保育所関係費、教育費（事務局以外）、すこやかセンター、文化センターは除く。）

また、新たに事務機器等の複数年リースが必要な場合は、長期継続契約の適用を検討し、事務の効率化及び経費の削減を図ること。

法定期限のある物品や備品、何年かに1度の検査、法令改正等により新たに必要となる検査など、要求漏れの無いよう十分な確認を行うこと。

⑤ 委託料

事務事業の委託については、新規、既存に関わらず必要性、内容、効果等を精査し、契約内容を適切に把握し積算根拠を明確にした上で要求すること。

また、過去の例にとらわれることなく、競争原理を導入し、経費の節減、合理化に努めること。単町事業による調査、計画策定等については、職員による直接実施の可能性をよく検討した上で、費用対効果を勘案して外部委託を検討すること。

⑥ 負担金・補助金

各種団体への負担金等、町政運営上の効果を再検証し、見直し・廃止等を行うこと。令和6年度鳥取県市町村法令外負担金等の額は、別紙のとおり。

行政の責任分野、経費負担の在り方を精査するとともに、既に目的が達成されたもの、事業目的を達成できないと判断されるもの、費用に対して効果が薄いと判断されるものは、終期の設定、補助率の見直し、類似補助金の統合等積極的に整理合理化を図ること。

⑦ 扶助費等

制度改正の把握及び国・県の予算編成過程を見極め、過大見積りとならないよう年間所要額を要求すること。なお、年間所要額の見通しが困難な場合は、前年度実績を勘案し計上すること。

町単独で行う給付については、制度開始の社会的背景や給付の実態・効果を十分に精査の上、制度自体の継続の合理性を整理し、必要に応じて制度廃止を含む見直しを積極的に行うこと。

⑧ 投資的経費

第11次岩美町総合計画の実施計画を基本とし、緊急度、投資効果等により事業を取捨選択し、優先順位を決めて要求すること。なお、施設の整備、改修等に当たっては、その機能・役割を再整理し、規模や整備水準の適正化を図るとともに、施設の修繕計画を立てた上で長寿命化にも取り組むこと。

⑨ 公用車の維持管理費

車検、燃料、修繕等の費用は、公用車の所管課においてそれぞれ関係費目に計上すること。

なお、任意損害保険料（公有財産災害共済掛金に含める。）、毎

月の定期点検料（総務課が安全運転運行管理者として毎月行う点検）については、従来どおり総務課で一括して関係費目に計上すること。

⑩その他

町内建設事業者への発注が見込まれる工事及びその設計等で、予算要求に際して業者見積りを要するものは、公共事業円滑化業務（総務課所管）による概算見積りをもって予算要求を行うこと（職員による積算が可能なものを除く。）

（３）特別会計の運営原則

一般会計の要求基準に準じて要求することとするが、独立採算を基本に収支の調整を図り、特別会計内での事業の効率化や経費の節減など自助努力を行うこと。

原則、繰出基準外の繰出は行わないものとする。

（４）事業概要書

- ① 事業概要書については、事業の概要・目的、必要性、効果、前年度数値との比較などを明瞭簡潔に記載し、事業の説明が出来るよう入力すること。また、法定負担金等義務負担となっているものについては、根拠法令等を記載すること。なお、経費の積算内容については予算要求書に入力することとし、重複入力を避けるとともに、事業概要書は各事業１枚で収めるよう努めること。
- ② 「協働のまちづくり予算」事業提案制度における町民からの意見・提案に基づき要求する事業については、事業概要書「４．基本計画との関連」欄に「協働のまちづくり予算」と記載すること。また、意見・提案に対する主管課の検討結果については、採用の可否にかかわらず、後日配布する様式により企画財政課へ提出することとし、その回答に当たっては、丁寧な説明を心掛けること。

（５）令和５年度補正予算等について

- ① 最終補正予算となるので、歳入歳出の全般にわたって今後の執行見込額を精査し、決算時に過大な不用額が生じないよう留意すること。このとき、前年度決算時に生じた不用額を参考にするなど執行残にも留意すること。

なお、国の補正予算の動向に注視し、国庫補助制度等の取扱いに遺漏のないよう関係機関との連携を密にすること。また、県営事業に対する負担金、繰越額等の確実な把握に努めること。

- ② 建設改良事業については、会計年度独立の原則に基づき、3月31日には確実に検査が完了できるよう工程管理を行うこと。なお、やむを得ない事由により完成出来ない場合は、早期に所要の事務手続きを行うこと。
- ③ 上記②にかかわらず、資材、部品等の供給難が予想されるため、工事、備品購入等の納期をよく確認した上で予算計上時期の前倒し及び債務負担行為、繰越明許費等の活用を検討すること。